

議題(1) 国民健康保険について

ア 国民健康保険について

- ・退職者、自営業者、農業従事者等、社会保険等に加入していない人のための医療保険制度。
- ・平成29年度までは、市町村ごとに運営していた。
- 制度改正があり、H30から県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営するようになった。
※ただし手続きや賦課徴収業務は従来と変更なし。
- ・各保険者が必要とする保険給付費（被保険者が病院等にかかったときの、保険者負担分等。被保険者の窓口負担が3割なら残りの7割のこと）は、県が各保険者に交付する。そのかわり、各保険者は県から示される「納付金」を県に納付する。保険税の目的は、「納付金を納めること」。

イ 小牧の国保について

- ・国民健康保険事業は単体で収支が合うべきだが、小牧市国保では収入が支出に対して不足している（赤字）ため、法定外の繰入金である「決算補填等目的の繰入金」を、一般会計（市税等）から繰り入れている状態。
- ・国民健康保険税は、
「所得割額」（前年中の所得に応じて計算される部分）
「平等割額」（加入世帯1世帯当たり 定額）
「均等割額」（加入者1人当たり 定額）
の3種類の金額の合計で計算している。
国民健康保険税額は、
 - ・県から示される「納付金」を、他の財源と合わせて賄える金額
 - ・決算補填目的の繰入金を削減・解消できる金額が適正額。
- ・納付金を賄うことができる税率を各保険者は計算して定める。
＝保険者ごとに納付金額や被保険者の構成が異なるため、保険税率も保険者ごとに異なる。

《税率改正のポイント》

- ①一般会計から財源不足額を繰り入れていた「決算補填等目的の繰入金」を、段階的に削減・解消する。（R3決算で約2億円）
- ②改正に当たっては、被保険者にとって急激な負担増とならないよう、最大上昇率を8%とする。
- ③11月下旬に県から示される「(翌年度)納付金仮算定額」を参考に翌年度の税率を計算し、改正する。（＝毎年改正）

税率改正のスケジュール

- ① 毎年 11 月下旬に、県から納付金仮算定額が示される。
(今年 は 11 月 18 日 予定)



- ② 【保険医療課】 納付金仮算定額に対して、他の財源の見込みや賦課額の激変緩和に留意しつつ、翌年度の保険税率案を作成。



- ③ 12 月に開催する運営協議会において諮問 (今年 は 12 月 22 日 予定)



- ④ 運営協議会の答申を市長に報告し、翌年度の保険税率案決定。



- ⑤ 3 月議会に提案、議決後、翌年度 4 月 1 日 施行。

運営協議会 今後の予定

- ・12 月 22 日 第 2 回小牧市国民健康保険運営協議会

内容 新年度国保税率に関する諮問

- ・2 月(未定) 第 3 回小牧市国民健康保険運営協議会

内容 賦課限度額改正に関する諮問

出産育児一時金額改定に関する報告 (いずれも予定)